

Q6-8. 欠損金の繰越控除適用条件および期限について教えてください。

台湾では原則として課税所得額から繰越欠損金を控除することはできません。ただし、会社の会計帳簿が完備されており、かつ欠損が発生した年度および当該年度について、所得税法第 77 条における青色申告書を使用しているか、または会計士の税務監査を受け、期限内に申告されている場合には、当該繰越欠損金は 10 年間にわたり課税所得額から控除できます。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。